

長野市柔道連盟規約 新旧対照表 平成 30 年 2 月 11 日

新	旧
<p>第 1 章 名称及び事務局</p> <p>(名称) 第 1 条 <u>本会</u>の名称を、長野市柔道<u>連盟</u>と称する。</p> <p>(事務局) 第 2 条 本<u>連盟</u>の事務局は、会長の指定するところに置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第 3 条 本<u>連盟</u>は、講道館柔道の普及発展に努めるとともに、青少年の健全なる育成並びに相互の親睦と融和を図ることを目的とする。</p> <p>(事業) 第 4 条 本<u>連盟</u>は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大会、講習会、研究会、講演会などの開催及び後援 (2) 青少年に対する指導活動 <u>(3) 級位の審査に関する事項</u> <u>(4) 普及発展に関する事項</u> (5) 上部団体の行う事業への参加 (6) その他必要と認める事業 	<p>第 1 章 名称及び事務局</p> <p>(名称) 第 1 条 本協会の名称を、長野市柔道協会と称する。</p> <p>(事務局) 第 2 条 本協会の事務局は、会長の指定するところに置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第 3 条 本協会は、講道館柔道の普及発展に努めるとともに、青少年の健全なる育成並びに相互の親睦と融和を図ることを目的とする。</p> <p>(事業) 第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大会、講習会、研究会、講演会などの開催及び後援 (2) 青少年に対する指導活動 (3) 上部団体の行う事業への参加 (4) その他必要と認める事業

2 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第3章 組織

(組織・構成)

第5条 本連盟は、長野市並びに上水内地区に在住する者、または勤務する者、通学する者で、全日本柔道連盟に登録した者（名誉会長・顧問は除く）により組織さる。

2 本連盟は、全日本柔道連盟・北信越柔道連盟・長野県柔道連盟・北信柔道連盟の下部組織である。

第4章 役員

(役員の数)

第6条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長 (理事) 1名
- (2) 副会長 (理事) 3名
- (3) 理事長 (理事) 1名

(4) 理事

ア 事務局長 1名

イ 専門部理事

(イ) 登録部長 1名

第3章 組織

(組織・校正)

第5条 本協会は、長野市並びに上水内地区に在住し、全日本柔道連盟に登録した者（名誉会長・顧問は除く）により組織され、5地区（長野地区・篠ノ井・川中島地区・松代地区・若穂地区・上水内地区）により構成される。

2 本協会は、全日本柔道連盟・北信越柔道連盟・長野県柔道連盟・北信柔道連盟の下部組織である。

第4章 役員

(役員の数)

第6条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事長 1名
- (4) 常任理事
- (5) 理事

ア 地区選出理事

長野地区 3名

篠ノ井・川中島地区 1名

長野市柔道連盟規約 新旧対照表 平成 30 年 2 月 11 日

<p><u>(イ) 審議部長 1名</u> <u>(ウ) 審判部長 1名</u> <u>(エ) 競技部長 1名</u> <u>(オ) 強化指導部長 1名</u> <u>(カ) 普及部長 1名</u> <u>ウ 会長指名理事</u> <u>柔道教室、警察、柔整師、高体連、中体連、消防、実業</u> <u>団等</u></p> <p>(5) 監事 2名 (6) 専門部員 (7) <u>その他</u>必要と認める役員の配置・指名は、会長の任期内に限り、会長に一任される。</p> <p>(役員の選出) 第7条 本<u>連盟</u>の役員の選出は、次の方法による。 (1) 会長は、理事会で選出し、総会の承認を得る。 (2) 副会長は、会長が指名し、総会の承認を得る。 (3) 理事長、<u>事務局長</u>、<u>専門部理事</u>は会長が指名し、総会の承認を得る。<u>会長指名理事</u>は、各<u>団体から</u>選出し、総会の承認を得る。 (4) 監事は、理事会で選出し、総会の承認を得る。 (5) 専門部員は、専門部長が選出し、会長の承認を得る。</p>	<p>松代地区 1名 若穂地区 1名 上水内（西部・北部）地区 各1名</p> <p>イ 専門部理事 総務部長（登録事務局長） 総務副部長（登録事務局次長） 審議部長 審判部長 競技部長 強化指導部長 強化指導副部長（女子） 財務部長 普及部長 調査研究部長</p> <p>ウ 上部団体での理事</p> <p>(6) 監事 2名 (7) 専門部員 (8) 必要と認める役員の配置・指名は、会長の任期内に限り、会長に一任される。</p> <p>(役員の選出) 第7条 本協会の役員の選出は、次の方法による。 (1) 会長は、理事会で選出し、総会の承認を得る。 (2) 副会長は、会長が指名し、総会の承認を得る。 (3) 理事長以下の役員は、会長が指名し、総会の承認を得る。 地区選出理事は、各地区で選出し、総会の承認を得る。 (4) 常任理事は、会長が指名し、総会の承認を得る。 (5) 監事は、理事会で選出し、総会の承認を得る。 (6) 専門部員は、専門部長が選出し、会長の承認を得る。</p>
--	--

<p>(役員の仕事)</p> <p>第 8 条 本連盟の役員の仕事は、次のとおりである。</p> <p>(1) 会長は、会務を統括し、<u>連盟</u>を代表する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故有るときは、その職務を代行する。また、専門部長を兼任することができる。</p> <p>(3) 理事長は、理事会を代表して、事業計画、予算等の作成に当たり、本会の会務を掌理する。</p> <p>(4) 理事は、理事会を組織し、総会の議決に基づき第 3 条の目的を達成するため、事業の企画立案などに当たるとともに、当該会務を執行する。</p> <p>(5) 監事は、本協会の庶務会計の監査に当たる。理事会に出席し、意見を述べるすることができる。</p> <p>(6) 専門部員は、当該任務を遂行する。</p> <p><u>(7) 事務局長は、庶務一般及び会計を掌理する</u></p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第 9 条 本連盟の役員の仕事は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、<u>会長は 3 期を限度とする。</u></p> <p>2 補欠による任期は、前任者の残任期間とし、増員による任期もまた 同じ。</p> <p>3 第 6 条の <u>(7)</u> で選出された役員は、会長の任期内とする。</p>	<p>(役員の仕事)</p> <p>第 8 条 本協会の役員の仕事は、次のとおりである。</p> <p>(1) 会長は、会務を統括し、協会を代表する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故有るときは、その職務を代行する。また、専門部長を兼任することができる。</p> <p>(3) 理事長は、理事会を代表して、事業計画、予算等の作成に当たり、本会の会務・会計を掌理する。</p> <p>(4) 常任理事は、理事長の諮問に応じ、会務遂行に協力する。また、専門部長を兼任することができる。</p> <p>(5) 理事は、理事会を組織し、総会の議決に基づき第 3 条の目的を達成するため、事業の企画立案などに当たるとともに、当該会務を執行する。</p> <p>(6) 監事は、本協会の庶務会計の監査に当たる。理事会に出席し、意見を述べるすることができる。</p> <p>(7) 専門部員は、当該任務を遂行する。</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第 9 条 本協会の役員の仕事は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、</p> <p>1 会長は 3 期を限度とする。</p> <p>2 補欠による任期は、前任者の残任期間とし、増員による任期もまた 同じ。</p> <p>3 第 4 章、第 6 条の (8) で選出された役員は、会長の任</p>
---	--

長野市柔道連盟規約 新旧対照表 平成 30 年 2 月 11 日

<p><u>(専門部)</u></p> <p>第 10 条 本<u>連盟</u>は、その目的達成のために、次の専門部を置く。</p> <p>(1) <u>登録部</u> <u>全日本柔道連盟登録事務に関する事</u></p> <p>(2) 審議部 段・級位の審議・推薦に関する事</p> <p>(3) 審判部 審判員の技術及び資質の向上並びに各種大会の審判員推薦と構成に関する事</p> <p>(4) 競技部 各種大会の円滑な運営に関する事</p> <p>(5) 強化指導部 柔道技術の向上及び選手強化に関する事</p> <p>(6) 普及部 柔道の普及、発展に関する事</p>	<p>期内とする。</p> <p>(専門部・登録担当事務局)</p> <p>第 10 条 本協会は、その目的達成のために、次の専門部を置く。</p> <p>(1) 総務部 登録担当事務局として、全柔連登録及び企画・広報に関する事。他の部に属さない事項</p> <p>(2) 審議部 段・級位の審議・推薦に関する事。</p> <p>(3) 審判部 審判員の技術及び資質の向上並びに各種大会の審判員推薦と構成に関する事。</p> <p>(4) 競技部 各種大会の円滑な運営に関する事。</p> <p>(5) 強化指導部 男子の柔道技術の向上及び選手強化に関する事。 女子部 女子柔道の普及発展及び柔道技術の向上・選手強化に関する事。(部長は強化指導部副部長に就任し、協会理事になる)</p> <p>(6) 財務部 財政に関する事</p> <p>(7) 普及部 柔道の普及、発展に関する事。</p>
---	--

第 5 章 会議

(会議の種類)

第 11 条 本連盟の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 正副会長会
- (3) 理事会
- (4) 専門部会

(会議・議長・議決)

第 12 条 本連盟の会議及び議長選出は、次の方法による。

- (1) 総会は、年 1 回とし年度末に開催する。ただし、必要のある場合は臨時総会を開催することができる。
- (2) 総会の出席者は、第 5 条の 1 項に該当するものとし、総会の議長は会長が務める。
- (3) 正副会長は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。出席者は、会長・副会長・理事長・事務局長とし、必要に応じて名誉会長・顧問を招集する。議決は、後日理事会に報告する。
- (4) 理事会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。出席者は、第 6 条第 1 項(1)～(5)の役員とし、必要に応じて名誉会長・顧問を招集する。

(8) 調査研究部

柔道に関する調査研究及び各種資料の収集に関すること。

第 5 章 会議

(会議の種類)

第 11 条 本協会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 正副会長会
- (3) 理事会
- (4) 専門部会

(会議・議長・議決)

第 12 条 本協会の会議及び議長選出は、次の方法による。

- (1) 総会は、年 1 回とし年度当初に開催する。ただし、必要のある場合は臨時総会を開催することができる。
- (2) 総会の出席者は、第 5 条の 1 項に該当するものとし、総会の議長は役員の中から選出する。
- (3) 正副会長は、会長が急務の事態が生じたときに召集し、会長が議長となる。出席者は、会長・副会長・理事長・常任理事とする。議決は、後日理事会に報告し承認を得る。
- (4) 理事会は、会長が必要に応じて招集し、理事長が議長となる。出席者は、第 6 条第 1 項(1)～(6)の役員と名誉会長・顧問とする。

長野市柔道連盟規約 新旧対照表 平成30年2月11日

<p>(5) 専門部会は、会長の承認を得て、部長が招集し、議長となる。</p> <p>(6) 各種の会議は、出席者の過半数の賛成により成立する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。</p> <p>2 本協会の規約改正は、理事会で審議し総会の議決を要する。</p> <p>第6章 名誉会長及び顧問</p> <p>(名誉会長 顧問)</p> <p>第13条 本<u>連盟</u>に、名誉会長及び顧問を置くことができる。</p> <p>2 名誉会長、顧問は本<u>連盟</u>の会長であった者、及び本<u>連盟</u>の事業に特に功績のあった者を、総会において推薦し会長が委嘱する。</p> <p>3 名誉会長、顧問は<u>会長及び理事会の諮問に応じる。</u></p> <p>第7章 会計及び備付帳簿</p> <p>(会計)</p> <p>第14条 本<u>連盟</u>の運営費は、全日本柔道連盟登録費、柔道教室会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。</p> <p>2 本<u>連盟</u>の会計年度は、<u>毎年2月1日に始まり、翌年1月31日までとする。ただし、2月から3月については旧執行部が代行する。</u></p> <p>3 予算決算は、総会において承認を得るものとする。</p>	<p>(5) 専門部会は、会長の承認を得て、部長が招集し、議長となる。</p> <p>(6) 各種の会議は、出席者の過半数の賛成により成立する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。</p> <p>2 本協会の規約改正は、理事会で審議し総会の議決を要する。</p> <p>第6章 名誉会長及び顧問</p> <p>(名誉会長 顧問)</p> <p>第13条 本協会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。</p> <p>2 名誉会長、顧問は本協会の会長であった者、及び本協会の事業に特に功績のあった者を、総会において推薦し会長が委嘱する。</p> <p>3 名誉会長、顧問は理事会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>第7章 会計及び備付帳簿</p> <p>(会計)</p> <p>第14条 本協会の運営費は、全日本柔道連盟登録費、柔道教室会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。</p> <p>2 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。</p> <p>3 予算決算は、年度当初の総会において承認を得るものとする。</p>
--	---

長野市柔道連盟規約 新旧対照表 平成 30 年 2 月 11 日

<p>(備付帳簿)</p> <p>第 15 条 本<u>連盟</u>に、次の帳簿を備える。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 金銭出納帳及び会計証拠綴(2) 会則関係綴(3) 会員・役員名簿 <p>第 8 章 補則</p> <p>(補則)</p> <p>第 16 条 本<u>連盟</u>の旅費規程、慶弔規程は、<u>別に定める。</u></p> <p>2 この規約に定めない事項について、疑義が生じたときには、理事会の議決により解決するものとする。</p> <p>(付則)</p> <p>この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">昭和 48 年 3 月 18 日施行 平成 7 年 3 月 11 日改正 平成 15 年 4 月 20 日改正 <u>平成 30 年 2 月 11 日改正</u></p>	<p>る。</p> <p>(備付帳簿)</p> <p>第 15 条 本協会に、次の帳簿を備える。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 金銭出納帳及び会計証拠綴(2) 会則関係綴(3) 会員・役員名簿 <p>第 8 章 補則</p> <p>(補則)</p> <p>第 16 条 本協会の旅費規程、慶弔規程は、上部団体に準ずる。</p> <p>2 上部団体が規約を改正し、本協会に該当項目がある場合は、理事会において審議する。</p> <p>3 この規約に定めない事項について、疑義が生じたときには、理事会の議決により解決するものとする。</p> <p>(付則)</p> <p>この規約は、平成 16 年 4 月 4 日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">昭和 48 年 3 月 18 日施行 平成 7 年 3 月 11 日改正 平成 15 年 4 月 20 日改正</p>
---	--